

令和3年松前町告示第14号

松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付要綱を次のように公表する。

令和3年3月17日

松前町長 岡本 靖

松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染が拡大する中、愛媛県の新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の発令に伴う松山市内の飲食店に対する営業時間短縮要請又は不要不急の外出・移動自粛の影響により令和3年1月及び2月（以下「対象期間」という。）に営業を行った事業（以下「事業」という。）に係る売上げが著しく減少した事業者（以下「事業者」という。）に対し、町が予算の範囲内において松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金（以下「一時金」という。）を給付することにより、当該事業者の事業継続を支援することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に主たる営業所（事業を営む全ての営業所を総合的にまとめる営業所をいう。以下同じ。）を置いていること。
イ 個人	町内に主たる営業所を置いていること、又は町内に住所を有していること（漁業者にあっては、松前町漁業協同組合の正組合員であること。）。

(2) 令和2年11月30日以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。

(3) 法人にあっては、対象期間の属する事業年度の前年又は前々年の事業年度分に係る法人税の確定申告書を提出していること。

(4) 個人にあっては、対象期間の前年又は前々年の事業収入に係る所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあっては、住民税の申告書。第4条第2号において同じ。）を提出していること。

(5) 対象期間において事業に係る売上高の減少率（以下「売上減少率」という。）が20パーセント以上であること。

(6) 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「国一時支援金」という。）又は都道府県若しくは他市町村のこの要綱と同種の一時金等の給付を受けていない者及び受ける意思がない者であること。

(7) 松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付対象事業者でないこと。

(8) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。

(10) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人でないこと。

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(12) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。

(13)前各号に掲げる者のほか、一時金の目的に照らして適当でないとする者でないこと。

(一時金)

第3条 一時金の額は、売上減少率を比較する期間の売上高から対象期間の売上高を差し引いた額とする。ただし、次の表の売上減少率の欄に掲げる区分に応じ同表の一時金の上限の欄に定める額を上限とする。

売上減少率	一時金の上限	
	法人	個人
50パーセント以上	40万円	30万円
20パーセント以上 50パーセント未満	20万円	15万円

2 前項の規定により算出した一時金の給付総額が予算額を上回るときは、予算額に応じ一時金の額を調整するものとする。

(給付の申請)

第4条 給付対象者は、一時金の給付を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和3年3月31日午後4時までに町長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、対象期間の属する事業年度の前年又は前々年の事業年度分に係る法人税の確定申告書の控えの写し

(2) 個人にあつては、対象期間の前年又は前々年の事業収入に係る所得税の確定申告書の控えの写し

(3) 対象期間の売上台帳

(4) 事業業種を証する書類の写し

(5) 誓約・同意書(様式第2号)

(6) 法人にあつては、直近の法人事業概況説明書の控えの写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(給付決定)

第5条 町長は、前条の規定により給付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは一時金の給付を決定し新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付決定通知書(様式第3号)により、不相当と認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

(一時金の請求)

第6条 前条の規定により一時金の給付決定通知を受けた給付対象者(以下「受給者」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付請求書(様式第4号)により町長に当該一時金の請求を行うものとする。

(一時金の給付)

第7条 町長は、前条の規定により一時金給付請求書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、一時金を給付するものとする。

2 一時金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(給付決定の取消し等)

第8条 町長は、受給者が次のいずれかに該当すると認めるときは、一時金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に一時金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 一時金の給付決定後、国一時支援金の給付を受けることとなったとき。

(2) 一時金の給付決定後、都道府県又は他市町村のこの要綱と同種の一時金等の給付を受けることとなったとき。

(3) この要綱及び関係法令の規定に違反していることが明らかになったとき。

(4) 虚偽の申請により一時金の給付を受けたとき。

(5) その他町長が一時金の決定の取消しの必要を認めるとき。

(検査等)

第9条 町長は、一時金の給付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の保管)

第10条 受給者は、一時金に係る関係書類を整理し、一時金の給付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一時金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付申請書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金の給付を受けたいので、松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり一時金の給付を申請します。

1 給付申請額	金	円
2 個人・法人の区分	個人 ・ 法人	
3 売上減少率	売上減少率	%

（添付書類）

- (1) 法人にあつては、対象期間の属する事業年度の前年又は前々年の事業年度分に係る法人税の確定申告書の控えの写し
- (2) 個人にあつては、対象期間の前年又は前々年の事業収入に係る所得税の確定申告書の控えの写し
- (3) 対象期間の売上台帳
- (4) 事業業種を証する書類の写し
- (5) 誓約・同意書（様式第2号）
- (6) 法人にあつては、直近の法人事業概況説明書の控えの写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書の控えの写しを添付してください。

誓約・同意書

私は、松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金（以下「一時金」という。）の給付を申請するに当たり、下記のとおり誓約・同意します。

また、私は、以下の申請要件の（ 1 ・ 2 ）に該当します。（1又は2を○で囲んでください。）

<申請要件>

- 1 松山市内の飲食店に対する営業時間短縮要請による影響のため売上げが減少
- 2 不要不急の外出・移動自粛の影響により売上げが減少

記

- ① 申請要件を満たしています。
- ② 申請に当たり、産業課において、税務課が保有する町税等の納付状況（滞納の有無）を照会することに同意します。
- ③ 一時金の給付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- ④ 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金又は都道府県若しくは他市町村のこの要綱と同種の一時金等の申請（受給）は行っていません。重複や対象事業者であることが判明した場合や不正受給が判明した場合は、一時金の返還及び交付を受けた営業所等が場合によっては公表されることに同意します。
- ⑤ 事業業種を証する書類を有しています。
- ⑥ 町から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑦ 後日、町から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑧ 町が取引実態を確認するため取引先に対し調査することに同意します。
- ⑨ 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

以上

松前町長 様

年 月 日

所在地（住所）	〒 —
申請者 （法人にあっては名称 及び代表者の氏名）	

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付決定通知書

様

松前町長

印

年 月 日付けで申請のあった松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金の給付について、次のとおり決定したので、松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付要綱第5条の規定により一時金を給付する。

給付決定額 金 円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

松前町長

様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金給付請求書

年 月 日付け 第 号による新型コロナウイルス感染症対策事業者支援一時金を次のとおり請求します。

請求金額 金 円